

令和2年2月14日提出

令和2年2月市議会定例会

議 案

〔 議案第15号～議案第37号 〕

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第15号	令和2年度島田市一般会計予算	別冊
議案第16号	令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第17号	令和2年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第18号	令和2年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第19号	令和2年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第20号	令和2年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第21号	令和2年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第22号	令和2年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第23号	令和2年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第24号	令和2年度島田市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第25号	島田市情報公開条例等の一部を改正する条例について	1
議案第26号	島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第27号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第28号	島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	8
議案第29号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	9
議案第30号	島田市普通公園条例の一部を改正する条例について	10
議案第31号	島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	11
議案第32号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について	14
議案第33号	島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例について	16
議案第34号	島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について	17
議案第35号	島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	18

議案番号	件名	ページ
議案第36号	字の区域の変更について	20
議案第37号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	21

島田市情報公開条例等の一部を改正する条例について

島田市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市情報公開条例等の一部を改正する条例

(島田市情報公開条例の一部改正)

第1条 島田市情報公開条例(平成17年島田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第13条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

(島田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島田市個人情報保護条例(平成17年島田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第6条第4項中「第32条第1項」を「同条第1項」に改める。

第8条第2項及び第12条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第2項中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第39条中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

(島田市行政手続条例の一部改正)

第3条 島田市行政手続条例(平成17年島田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「水道事業」の次に「若しくは公共下水道事業」を加える。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

(島田市職員定数条例の一部改正)

第4条 島田市職員定数条例(平成17年島田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「664人」を「649人」に改め、同条第7号に次のように加える。

ウ 公共下水道事業 15人

(島田市下水道条例の一部改正)

第5条 島田市下水道条例(平成17年島田市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第6条第1項、第7条、第9条、第11条第1項及び第3項、第12条第1項、第13条、第15条第1項、第18条第3項、第28条第1項並びに第38条（見出しを含む。）中「規則」を「企業管理規程」に改める。

（島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年島田市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第9条、第10条第1項、第16条第1項及び第18条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

附則第4項中「（昭和21年法律第15号）」を「（昭和32年法律第26号）」に改める。

（島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第7条 島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業」の次に「若しくは公共下水道事業」を加える。

（島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部改正）

第8条 島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（平成24年島田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条、第7条第1項及び第15条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

附則第2項中「（昭和21年法律第15号）」を「（昭和32年法律第26号）」に改める。

（島田市公共下水道の構造の基準等を定める条例の一部改正）

第9条 島田市公共下水道の構造の基準等を定める条例（平成24年島田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5号、第4条第1号、第5条第2号並びに第7条第5号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第26号

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年島田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長が行う別表第1の左欄に掲げる事務及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年3月31日までに受けた医療に係る改正前の別表第1に規定する子どもの医療費の助成が行われるまでの間は、改正後の島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は適用せず、改正前の島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第27号

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	165,900
2	147,200	167,400
3	148,400	168,900
4	149,500	170,400
5	150,600	171,700
6	151,700	174,400
7	152,800	177,000
8	153,900	179,600
9	154,900	182,200
10	156,300	183,900
11	157,600	185,500
12	158,900	187,200
13	160,100	188,700
14	161,600	190,400
15	163,100	192,200
16	164,700	193,900
17	165,900	195,500

18	167,400	197,300
19	168,900	199,100
20	170,400	200,900
21	171,700	202,400
22	174,400	204,200
23	177,000	206,000
24	179,600	207,800
25	182,200	209,400
26	183,900	211,200
27	185,500	213,000
28	187,200	214,800
29	188,700	216,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000
2	252,300	338,000	401,900
3	254,800	340,900	404,500
4	257,300	343,800	407,200
5	259,500	346,500	409,800
6	263,300	349,700	412,200
7	267,100	352,800	414,900
8	270,900	355,900	417,300
9	274,500	358,700	419,500
10	278,500	361,400	422,200
11	282,500	364,500	424,800
12	286,500	367,700	427,500
13	290,300	370,600	429,900
14	294,300	374,100	432,400
15	298,200	377,100	434,800
16	302,100	380,700	437,300
17	305,800	384,300	439,300
18	309,400	387,000	441,700
19	312,900	389,500	444,000
20	316,500	392,100	446,400

21	320,100	394,900	447,900
22	323,800	397,200	450,300
23	327,300	399,700	452,600
24	330,600	401,800	454,900
25	334,100	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600
2	152,400	190,000	225,200
3	153,800	191,600	226,800
4	155,200	193,200	228,400
5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600
21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600
23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市特別会計設置条例の一部を改正する条例

島田市特別会計設置条例（平成17年島田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1号に規定する簡易水道事業特別会計（次項において「簡易水道事業特別会計」という。）及び同条第4号に規定する公共下水道事業特別会計（次項において「公共下水道事業特別会計」という。）に係る令和元年度収入及び支出並びに当該年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、簡易水道事業特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は島田市水道事業会計に、公共下水道事業特別会計に属する現金、債権、債務及び財産は島田市公共下水道事業会計に帰属するものとする。

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「次条」を「第15条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第14条の次に次の1条を加える。

（税額の端数計算の特例）

第14条の2 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、普通徴収によって徴収する国民健康保険税について、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第14条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

島田市普通公園条例の一部を改正する条例について

島田市普通公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市普通公園条例の一部を改正する条例
島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表向田公園の項の前に次のように加える。

田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	島田市伊太1番地の6
------------------------	------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例

島田市営住宅管理条例（平成17年島田市条例第141号）の一部を次のように改正する。

目次中「第69条」を「第70条」に改める。

第6条第1項第2号ウ中「小学校就学の始期に達するまで」を「満15歳に達した日の属する学年を終了する前」に改める。

第9条第1項中「別に定める入居者選考委員会に諮り、その選考した者の中から抽選により入居者を」を「住宅に困窮する度合いの高い者から順に入居者として」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、抽選により入居者を決定する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条第1項第2号中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2号中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第18条とする。

第20条第2項中「第18条各号」を「第17条各号」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第19条とする。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第21条を第20条とする。

第22条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）

第22条第3項中「第1項第1号に掲げる施設等」を「市営住宅及び共同施設」に改

め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(共益費)

第22条 市長は、入居者の共通の利益を図るため、前条第1項各号に掲げる費用のうち共用部分に係るものを共益費として入居者から徴収する。

2 共益費の額は、月額3,500円とする。

3 共益費については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

第28条中「第16条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第30条第1項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第3項中「第18条及び第19条」を「第17条及び第18条」に改める。

第32条第1項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第3項中「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第35条第1項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「第18条」を「第17条」に、「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第38条及び第39条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第41条第1項第5号中「第13条、第14条」を「第12条、第13条」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第45条中「第19条」を「第18条」に、「第11条」を「第10条」に改める。

第52条第1項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第16条」を「第15条」に改め、同条第3項中「第17条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第53条中「第15条」を「第14条」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条第1項」を「第18条第1項」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第62条中「第19条」を「第18条」に改める。

第69条を第70条とし、第68条を第69条とし、第67条の次に次の1条を加える。

(管理の特例)

第68条 市長は、法第47条第1項の規定により静岡県住宅供給公社（以下「公社」という。）が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合においては、当該市営住宅及び共同施設の第2章及び前章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。）を公社に行わせるものとする。

2 前項の規定により公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合において、市に代わって行うことができる権限は、次に掲げるものとする。

(1) 第4条の規定により入居者の公募を行うこと。

(2) 第5条（第4号から第6号までを除く。）の規定により市営住宅に入居させること。

(3) 第6条第3項の規定により面接させ、調査させること。

(4) 第8条に規定する市営住宅入居申請書を受け付けること。

(5) 第9条第1項の規定により調査し、入居者を決定し、又は同条第2項の規定に

- より入居者を決定すること。
- (6) 第10条第1項の規定により市営住宅入居決定書を交付して入居可能日を指定し、又は同条第2項の規定により入居者として決定した者に通知すること。
 - (7) 第11条第1項第1号に規定する請書を受け付けること。
 - (8) 第12条第1項の規定により同居の承認をし、又は同条第2項の規定により同居の承認をしないこと。
 - (9) 第13条第1項の規定により入居の承継の承認をし、又は同条第2項の規定により入居の承継の承認をしないこと。
 - (10) 第14条の規定により入居の決定を取り消すこと。
 - (11) 第25条第1項ただし書に規定する承認をし、又は同条第2項の規定により条件を付すこと。
 - (12) 第31条第1項の規定により明渡しを請求し、又は同条第4項の規定により明渡しの期限を延長すること。
 - (13) 第33条の規定により住宅のあっせん等を行うこと。
 - (14) 第35条第1項の規定により収入の状況の報告を求めること（前2号の実施に関し必要と認めるときに限る。）。
 - (15) 第40条第1項の規定による届出を受け付け、検査を行うこと。
 - (16) 第41条第1項の規定により明渡しを請求し、又は同条第5項若しくは第6項の規定により入居者に通知すること。
 - (17) 第57条第1項に規定する駐車場の使用の申込みを受け付け、又は同条第2項の規定により駐車場の使用者として決定し、使用決定者に通知すること。
 - (18) 第58条本文の規定により選考し、駐車場の使用者を決定し、又は同条ただし書の規定により優先的に使用させること。
 - (19) 第61条第1項の規定により駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求すること。
 - (20) 第64条第1項の規定により住宅監理員を任命し、又は同条第3項の規定により住宅管理人を置くこと。
 - (21) 第65条第1項の規定により検査をさせ、又は入居者に対して指示をさせること。
 - (22) 第66条の規定により静岡県島田警察署の長に照会すること。
- 3 第1項の規定により公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用についての必要な技術的読替えは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(島田市小集落改良住宅管理条例の一部改正)
- 2 島田市小集落改良住宅管理条例（平成17年島田市条例第142号）の一部を次のように改正する。
第19条中「第13条」を「第12条」に改める。

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例

島田市子育て世代型住宅条例（平成22年島田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に、「（第26条―第32条）」を「（第25条―第31条）」に、「（第33条―第36条）」を「（第32条―第35条）」に改める。

第6条中「別に定める入居者選考委員会に諮り、その選考した者の中から」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項第2号中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第2号中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「第25条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第4項中「第24条」を「第23条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未払い」を「未払」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第16条とする。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第18条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 子育て世代型住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）

第18条第2項中「、同項ただし書の規定にかかわらず」を削り、同条を第17条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第23条第1項中「第16条」を「第15条」に、「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「雇い主」を「雇主」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条第1項第6号中「第11条第1項及び第19条から第22条まで」を「第10条第1項及び第18条から第21条まで」に改め、同項第7号中「事由」を「理由」に、「第33条第1項」を「第32条第1項」に改め、同項第10号中「第9条第1項」を「第8条第

1 項」に改め、同条を第24条とする。

第3章中第26条を第25条とする。

第27条第4号中「第25条第1項第1号」を「第24条第1項第1号」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第30条第5号中「第27条」を「第26条」に改め、同条を第29条とする。

第31条第1項中「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第25条」を「第24条」に改め、同条第2項中「第15条、第20条、第21条及び第24条」を「第14条、第19条、第20条及び第23条」に改め、同条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第4章中第33条を第32条とし、第34条から第36条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第33号

島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例について

島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

島田市小集落改良住宅管理条例（平成17年島田市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例

島田市立学校設置条例（平成17年島田市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島田市立湯日小学校の項を削る。

別表第2 島田市立北中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第35号

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年島田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

別表中「神座の一部」の次に「、鶺鴒、伊久美、身成」を、「湯日の一部」の次に「、高熊、福用、神尾、川根町家山の一部、川根町抜里、川根町葛籠の一部、川根町身成の一部、川根町笹間渡の一部、川根町笹間上の一部」を加え、「74,000人」を「77,400人」に、「35,300立方メートル」を「40,900立方メートル」に改める。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(平成17年島田市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第3条 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年島田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の水道の」を削り、同項第2号及び第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第2項を削る。

(島田市簡易水道事業給水条例の廃止)

第4条 島田市簡易水道事業給水条例(平成17年島田市条例第167号)は、廃止す

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(島田市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までにした第4条の規定による廃止前の島田市簡易水道事業給水条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお第4条の規定による廃止前の島田市簡易水道事業給水条例の例による。
(島田市水道事業給水条例の一部改正)
- 3 島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(島田市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和2年島田市条例第 号）第4条の規定による廃止前の島田市簡易水道事業給水条例（平成17年島田市条例第167号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

議案第36号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による中河第五土地改良事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 大字中河字中瀬に編入する区域
大字中河字西中久保741の1、741の2

議案第37号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和2年2月14日提出

島田市長 染谷 絹代

静岡県島田市犬間辺地
 辺地の人口 81人
 辺地の面積 1.2k m²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

静岡県島田市犬間

(2) 辺地の中心の位置

静岡県島田市伊久美4832番2

(3) 辺地度点数

114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

犬間地域は、市街地から約15キロメートルの距離に位置し、伊久美川沿いの山岳地域の斜面に開けた平地に集落を形成している。

林道鍋島犬間線は急峻な山岳地域の斜面に開設された林道で、一部未舗装の区間があり、当該区間は雨水によるわだち掘れが数多く発生し、車両の通行に支障を来している。

林道鍋島犬間線を整備することにより、木材の搬出等の林業作業を容易にし、一帯の豊富な森林資源の有効活用を推進することが期待できるとともに、災害などの緊急時における迂回路や避難路としての活用も可能であることから、住民の安心及び安全の確保にも繋がるものである。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
			特定財源	一般財源	
林道	島田市	84,370	26,400	57,970	52,800
合 計		84,370	26,400	57,970	52,800

